

補 助 金 等 交 付 申 請 書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあっては事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名)

2025 年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補 助 金 等 の 名 称 事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金
- 2 補 助 事 業 等 の 種 類 事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金
- 3 補 助 金 等 の 申 請 額 _____ 円
- 4 補助事業等の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

注 ① 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

事業担当者役職・氏名	電話番号	メールアドレス

事業実施計画書

事業名称	
事業内容	
コンテンツの 販売・実施事 業者（予定）	
実施場所	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
全体事業費	円
補助金申請額	円
期待される 効果	

※事業内容は、できるだけ詳細に記載してください。また、本様式の内容を満たす場合は、任意様式による報告を可とします。

収支予算書

収入の部

(単位：円)

[illegible]

支出の部

(単位：円)

[illegible]

誓 約 書

事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）に関して、次のとおり誓約します。また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、補助金を返還します。

記

- 1 次のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体であること。
 - (2) 役員等（個人の場合は本人、法人その他の団体の場合は登記簿本等に記載されている全ての者）が、暴力団員であること、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 2 仕入れや委託先の会社、事務所等が暴力団又は暴力団員が実質的に運営に関与していることを知りながら、契約等の取引をすることはありません。
- 3 暴力団又は暴力団員からの不当な要求には決して応じません。また、不当な要求があった場合には、ただちに警察署へ通報等するとともに、秋田県に報告します。
- 4 申請者は、申請時点において、県税の滞納はありません。
- 5 今回申請する事業にかかる経費については、国、県、市町村又は（一社）秋田県観光連盟等が実施する他の補助制度による支援を受けていません。
- 6 事業実施計画書等の提出書類に記載した内容に虚偽はありません。

秋田県知事あて

令和 年 月 日

住 所 （法人にあっては事務所の所在地）

氏 名 （法人にあっては名称及び代表者氏名）

事業完了報告書

事業名称	
事業内容	
コンテンツの 販売・実施事 業者	
実施場所	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
全体事業費	円
補助金申請額	円
事業の実績	

※事業の実績は、できるだけ詳細に記載してください。また、本様式の内容を満たす場合は、任意様式による報告を可とします。

収支精算書

収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

※支出内容の分かる書類(領収証等の写し)を添付してください。

補助金交付決定通知書

指 令 観 戦 一
年 月 日

様

秋田県知事 鈴木 健太 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金実施要領第 7 条に基づき通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 交付条件

- 一 補助金等を目的以外に使用しないこと。
 - 二 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金交付要綱別表第 2 に掲げる軽微な変更は除く。
 - 〈1〉 補助事業等に要する経費の配分を変更するとき。
 - 〈2〉 補助事業等の内容を変更するとき。
 - 〈3〉 補助事業等の事業期間を年度を越えて変更するとき。
 - 〈4〉 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
 - 三 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - 四 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項第二号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- 一 交付条件等変更承認申請書（補助金交付要綱様式第 4 号）
 - 二 補助事業等中止（廃止）承認申請書（補助金交付要綱様式第 5 号）
- 3 第 1 項第三号の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（補助金交付要綱様式第 6 号）によるものとする。